

〈3〉デュアルユース品目に対する EU輸出管理制度改革と規則改訂案 —規制内容の明確化により運用の域内統一化を図ると共に、 人権問題を考慮した新たな規制を導入—

三井物産株式会社 貿易・物流管理部 安全保障貿易管理室 アドバイザー
青井 保

I. はじめに

待たれていたEU輸出管理規則改訂案が漸く公表された。本改訂案は、EU輸出管理制度に関して今我々が最も注目する、デュアルユース品目に対する輸出管理制度改革を実現するもの。2009年施行の規則 (Regulation (EC) No 428/2009 of 5 May 2009) をベースとする現行制度はその構造上様々な問題を浮き彫りにしており、改善のために種々検討が重ねられてきた。今回の制度改革は、当該規則を全面的に書き改めることにより、それらの問題を解消すると共に、輸出管理に人権問題を考慮した新たな規制を導入しようとするものである。

制度改革に関する一連の動きは2011年6月に始まった。この時グリーンペーパーが発行され、改革に関する意見が各方面から募集された。以降、2014年4月に制度改革の方向性を示す報告書が発行され、2015年1～9月にはインパクトアセスメントが、7～10月にはオンラインによるパブリックコンサルテーションが実施された。その後2015年末にブリュッセルで開催された輸出管理フォーラムを以て一連の予備プロセスは終了した。それらを踏まえ、当初は2016年前半に規則改訂案が欧州委員会より欧州議会とEU理事会へ提案され、公表される予定とされていた。

しかしながらプロジェクトの進捗が遅れており、規則改訂案はこの9月末になって漸く公表され、EU理事会及び欧州議会による審議に付された

(<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1548>)。

文書の構成は以下のとおり。

(1) 本文

タイトル：Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMNT AND OF THE COUNCIL setting up a Union regime for the control of exports, transfers, brokering, technical assistance and transit of dual-use items (recast)。全45ページの内、前段の10ページは改訂の背景と趣旨説明に費やされており、後段の11ページ以降が改訂規則案となっている。内、規則本文は第1章～第10章、全30条により構成されている。

(2) 付属文書

◆Annex IA：LIST OF DUAL-USE ITEMS (現行のAnnex 1)

◆Annex IB：LIST OF OTHER DUAL-USE ITEMS (サイバー監視技術関連品目)

◆Annex IIA：UGEA NO EU001-EXPORTS TO AUSTRALIA, CANADA, ICELAND, JAPAN, NEWZEALAND, NORWAY, SWITZERLAND, INCLUDING LIECHTENSTEIN, AND UNITED STATES OF AMERICA

◆Annex IIB：UGEA NO EU002-EXPORTS OF CERTAIN DUAL-USE ITEMS TO CERTAIN DESTINATIONS

◆Annex IIC：UGEA NO EU003-EXPORT

AFTER REPAIR/REPLACEMENT

◆ Annex IID : UGEA NO EU004-TEMPORARY EXPORT FOR EXHIBITION OR FAIR

◆ Annex IIE : UGEA NO EU005-TELECOMMUNICATIONS

◆ Annex IIF : UGEA NO EU006-CHEMICALS

◆ Annex IIG : UGEA NO EU007-LOW VALUE SHIPMENTS

◆ Annex IIH : UGEA NO EU008-INTRACOMPANY TRANSMISSION OF SOFTWARE AND TECHNOLOGY

◆ Annex III : UGEA NO EU009-ENCRYPTION

◆ Annex IIJ : UGEA NO EU010-OTHER DUAL-USE ITEMS

◆ Annex IIK : List referred to in Article 10.6(a) of this Regulation and Section A, C, D, G and H of this Annex

◆ Annex IIIA : Model for individual or global export authorisation forms

◆ Annex IIIB : Model for brokering service/technical assistance authorization forms

◆ Annex IIIC : Common elements for publication of national general export authorization in national Official Journals

◆ Annex IVA : UNION TRANSFER AUTHORISATION REFERRED TO IN ARTICLE 12 OF THIS REGULATION

◆ Annex IVB : LIST OF DUAL-USE ITEMS SUBJECT TO UNION TRANSFER AUTHORISATION REFERRED TO IN ARTICLE 12 OF THIS REGULATION

◆ Annex V : Repealed Regulation with list of its successive amendments

◆ Annex VI : CORELATION TABLE

(注意：例えば、Annex IAとIBがリストとして個別に存在するのではなく、実際はAnnex Iの中にSection AとSection Bが存在する。ここでは便宜上Annex IA、Annex IBと表現した。他も同様。)

これらの文書は、我々にとって制度改革に対する欧州委員会の考え方及び制度改革や新規則の具体的内容を知るうえで大変重要な資料であり、早速それらを分析のうえ本誌に掲載することとした。

II. 規則改訂案に見る制度改革のポイント

規則改訂案を一通り読んだところ、今回のデュアルユース品目に対するEU輸出管理制度改革のポイントは大きく以下に示す2点に絞られる。

1. 規制内容の明確化による運用の域内統一化

現在のEU規則は規制の大枠を示すものにすぎず、制度運用の多くの部分が国内法令をベースとした加盟各国の任意裁量に任されている。そのため、この9月に発行されたWorldECR第53号の冒頭記事にて“EU Note shows Member States’ differing implementation of Dual-Use Regulation”と紹介された如く、EU規則の解釈と運用に各国間でかなりのバラツキを生じており、輸出者に不公平感を与えている。今回の規則改訂案は第一にその問題を大きく改善するもの。キャッチオール規制や仲介規制等、幾つかの規制条文に盛り込まれている“オプション条項”（採用は加盟国の任意）が全て消えたと共に、各規制条文が全面的に書き改められてそれぞれの法的要求が整理され、明確になった。また、現行規則とは別枠で規定されている技術支援に関する規制が本規則改訂案に取り込まれた。次に、運用の域内統一化を実現する有力な手段として加盟各国及び欧州委員会間の情報共有やコンサルテーションの制度、及びそのためのツールが規制の中に盛り込まれた。加えて、加盟各国と欧州委員会が互いに議論し、調整を図る場としてDual-Use Coordination Groupを頂点とする関連組織の設置が規定された。

EUの輸出管理制度は、補完性の原則の下、EU権限（EU規則）と加盟国権限（加盟国の国内法令）とが互いに補完しあう構造で成り立っている。今回の改訂案は前者、つまりEU規則の中身を濃くし、且つ拡大する、（その分加盟国権限が縮小される）ことにより、解釈と運用の域内統一化、即ち単一市場における競争の公平・平等化（いわゆるlevel-playing field）を実現するものである。中身の拡大という意味では、許可発行可否の共通判断基準の追加、EU包括許可（UGEА）の種類拡大、許可証様式モデルの提示等を含め、許可制度に関する規定が大幅に拡充されたことにより、許可制度の面でも域内統一化が大きく前進することになる。更に、法執

行面でもその統一化を図るための法的ベースが盛り込まれた点が注目される。

2. サイバー監視技術関連品目に対する規制の導入

“EU輸出管理制度の近代化”という名のもと、改訂規則案にはサイバー監視技術 (cyber-surveillance technology) 関連品目に対する規制が新たに盛り込まれた。それら品目のEUからの輸出が第三国において人権侵害に繋がることを防ぐこと、及びサイバー監視技術がもたらすEU及びEU市民への安全保障上のリスクに対処することを目的としている。そのため、サイバー監視技術関連品目が従来のAnnex I (改訂規則案ではAnnex IA) とは別枠 (Annex IB) で掲載された。つまり、現行Annex I掲載品目に加え、Annex IB掲載品目の輸出についても許可が必要。関連して“デュアルユース品目”の新たな定義が追加されたと共に、本件に関連した新たなキャッチオール規制 (targeted catch-all clause) が導入された。

これらは国際輸出管理レジームの場に持ち込むことなくEU単独で実施されるものであり、欧州委員会が規則改訂案の中で自ら語っている如く、国際市場における競走上の不公平が生じることになる。上述の如く域内単一市場における競争環境が公平・平等になるよう規則を全面改訂した一方で、国際間の競争上自らを不利な立場に置く措置を追加したことは一見大きな矛盾であり、報道によれば、産業界から大きな反発が起きている。

参考までに、EUが上記の人権問題を考慮した新たなアプローチに走った背景を以下に箇条書きする。

- (1)2011年にイタリアのある企業がシリアのアサド政権から反体制派の動きを監視するためのシステム (surveillance system) を受注し、納入中であることが発覚。
- (2)2013年にWAは規制品目リストに侵入ソフトウェア (intrusion software) を追加。
- (3)それを受け、EUは2014年12月に同品目をリスト (Annex I) に追加。
- (4)同時にEU当局 (DG-Trade) はICT監視技術関連

で人権に影響を及ぼすリスクがある品目を抽出し、それらを如何に規制すべきかを調査する専門家グループ (STEG: Surveillance Technology Working Group) を設立。

(5)一方、欧州議会やNGO (例: CAUSE: Coalition Against Unlawful Surveillance Exports) が、それら品目の域外への輸出が第三国での人権や安全保障に及ぼす影響を問題視し、輸出管理規則の下に適切に規制すべきであると強く訴えるようになった。

III. 規則改訂の背景及び趣旨説明

上述の如く、公表された文書の前段は規則改訂の背景及び趣旨説明に割かれている。その内容は主として以下の通りである。

1. 改訂にあたっての基本方針

インパクトアセスメントを実施した結果、輸出管理規則を改訂するにあたっては以下に述べる二つの基本方針を採用することとした。

(1)EU制度のアップグレード (EU System Upgrade)

EU制度をアップグレードすることは、これまでに浮き彫りにされた種々の問題に対処すること、及び経済と社会 (安全保障及び人権問題) に与える影響の良し悪しという観点から最も効率的、効果的であると認識し、第一の基本方針とした。

(2)EU制度の近代化 (EU System Modernization)

次に、EU制度の近代化を第二の基本方針とした。経済及び貿易に与える影響の観点からすると、新たなカテゴリーの貨物や技術が規制対象として加わるため、この方針の下では輸出者及び規制当局双方に行政上の負担が増す。また、本方針の下ではグローバルなレベルで競走上の不公平感が生じることになる。何故なら、同様な貨物や技術を供給する他者が同様な規制を導入するとは限らないからである。しかしながら、本方針は、安全保障及び人権問題に関し著しく良い影響をもたらすことが期待できる。サイバー監視技術関連品目のEUからの輸出が第三国において人権侵害という結果を生むことを防ぐこ

と、及びそれらがもたらすEU及びEU市民への安全保障上のリスクに対処することは避けて通れない事項である。

なお、本方針の実施にあたっては二つの方策をとる。一つは規制対象とする特定の品目を幾つか選定のうえリスト (Annex IB) に規定すること、そしてそれを人権侵害に的を絞った新たな概念のキャッチオール制度と関連付けることである。後者は、サイバー監視技術に関連した品目が誤って使用された場合のリスクに対処する“緊急ブレーキ”としての役割を果たす。これらの規制は精緻に設計されており、経済に与える負の影響は極めて限定され、且つ貿易に与える影響も極めて小さい。

2. 規則の適切化と単純化 (Regulation fitness and simplification)

改訂後の規則は輸出者及び規制当局双方にとって行政上の負担を軽減させるという面で利益をもたらすものでなければならない。その点本改定案は、特に人員面及び処理時間の面で利益をもたらすものである。具体的には以下のとおり。

(1) 新たなEUレベルの許可制度 (UGEA: Union General Authorizations) を導入することにより、企業にとってはコストが1/4となり、許可発行当局にとっては1/11となる。

(2) 域内移転規制対象品目数を約40%削減するため、その分行政負担が軽減される。

(3) これまで、規制内容が不明確で実運用に支障をきたしてきた幾つかの重要な規定につき、その内容を改定する。結果、法的な内容が明確化され、その分コンプライアンスにかかるコストが削減される。

(4) ICP制定の義務付けはグローバルライセンス取得に関わるものに限定し、ICP制定に負担がかかる中小企業に配慮した。加えて、許可発行手順を単純化し、法的規定を明確にすることは中小企業に利益をもたらすものである。

(5) 本規則改訂案はEUの輸出者にとって国際競争力

を高める効果をもたらす。何故なら、他国が既に柔軟な制度を運用している技術移転や暗号輸出に関わる規制の改定を行うからである。また、本改定案の中で第三国との協力を促す規定は規制の国際的統一化をもたらすため、競争の公平化につながるものである。

3. 基本的人権 (Fundamental rights)

民主社会においては、予防、調査、又は検知を目的とする監視行為、又は犯罪者の訴追や犯罪者に対する罰則の遂行は、法に定めると共に、関係する個人の法的利益が十分確保できるよう必要且つ適切な措置が講じられなければならない。しかしながら、近年、EU企業によるサイバー監視技術の輸出が増加しており、その内の幾つかのケースにおいては国民を抑圧する強権政府や紛争地域に輸出され、それらが人権侵害の為に使用されているとの報告がなされている。サイバー監視技術は通常規則に従い合法的に行動する法執行機関によって使用されるものであるが、そのような誤った使い方をされると権力側が反体制派や人権活動家が使用するコンピュータシステムに侵入し、結果として彼らの投獄、場合によっては彼らの死を招くことになる。報告で明らかなく、同状況下でのサイバー監視技術の輸出はそのような人物の安全を脅かすリスク、及びプライバシーや個人情報の保護、表現の自由、結社の自由といった基本的人権の保護に関するリスクを生むと同時に、間接的には、恣意的な逮捕や拘束からの自由、又は生きるための自由が脅かされるという結果を招くことになる。

本改訂案は、特定のサイバー監視技術関連品目を許可対象とすることにより、インパクトアセスメントの報告にて指摘された重要課題の一つ、即ちそれら品目の自由な輸出が人権侵害を招くというリスクへの効果的な対応措置を提供するものである。本措置はある意味で輸出者が有するビジネスを行う自由に影響を及ぼすものの、総合的に判断すれば、これら品目の輸出がもたらす人権侵害に効果的に対処するという観点で適切なものである。結論として、本改訂案は基本的人権の保護に対して重要且つ良い意味での影響を与えるものである。

欧州委員会は今後、加盟各国及びステークホル

ダーと緊密に相談のうえ、新たなキャッチオール規制の実運用に関するガイドラインを作成する。时期的には、当該ガイドラインを新規則施行時期に合わせて発行できるよう欧州委員会として努力する。

4. 特定規制項目の提案に対する詳細説明

4-1. 既存の規制内容の近代化 (Modernization of existing provisions)

本改訂案は、これまでの経験で学んだ内容を基に規制の枠組みの明確化、単純化、及び改善を図るため、且つ新たな状況に対応するため、幾つかの規制項目につき改定を行う。

(1)本改訂案は、世の中の新たな現状を反映し輸出管理の重要な要素に関する認識を一部変更する。第一に、サイバー監視技術等の新たな技術の出現を反映し、“デュアルユース品目”の定義を改訂した。加えて、“輸出”及び“輸出者”の定義、及び規制当局による決定に関する規定を改訂した。特に、技術移転において自然人（サービスの提供者、研究者、コンサルタント、及び“規制技術”をダウンロードする人物でさえ）は“輸出者”になり得るため、この改訂は自然人に対する規制の適用を明確化するものである。

(2)無形技術移転 (ITT)：本改訂案は、無形技術移転に対する規制を明確化し、リスクが低い技術の移転を促すものである。無形技術移転の場合、デュアルユース技術が第三国に所在する者に渡って初めて規制対象となるものであり、特にクラウドサービスの使用の増加が期待できる。

(3)技術支援：リスボン条約が発効したことにより、国境をまたいだ移動が伴う技術支援に関する規定にはEU権限が及ぶことになった。よって本改訂案の中で技術支援は規制対象となり、その定義及び規制内容が明確化された。

(4)仲介取引規制の強化：本改訂案は、「仲介者」(broker)の定義をEU域外に所在するEU企業の子会社、及びEU域内から仲介サービスを提供する第三人にまで拡大することにより、規制回避のリス

クを低減する。加えて、仲介規制の統一性と効率性を確保するため、同規制の非規制品目及び軍事用途に対する適用をハーモナイズさせると共に、テロ及び人権侵害についても適用を拡大する。

(5)通過規制の強化：規制の統一性を確保するため、及び競争の不公平性と一連の他規制との関連性が弱まることを避けるため、本改訂案は、通過規制の非規制品目及び軍事用途に対する適用をハーモナイズさせると共に、規制をテロ行為や人権侵害行為にまで拡大する。

(6)不正輸出への対処：不正取引に対処するため、及び制裁等の対応措置に沿い、本改訂案は、例えば仲介取引、技術支援等、特定の規制を設けるものである。それらは第三国に所在するEU市民の行為に対する規制を含み、EU全域に適用される。本改訂案はまた規制の回避行為を防止するための条文を導入する。かくして本改訂案は輸出管理違反者を起訴するためのEU共通の法的ベースを確立するものである。

4-2. 許可制度の最適化 (Optimization of EU licensing architecture)

本改訂は、許可発行に関わる行政負担を削減するため、許可手続きを更にハーモナイズする。

(1)許可手順のハーモナイゼーション：本改訂案は、許可 (authorisations) の定義、及びUGEA及びグローバルライセンス使用にあたっての共通したパラメータ (有効期限等) 及び条件 (登録、報告義務、ICP等) を規定する。また、単一市場内でのばらつきを削減することを念頭に置き、許可発行までに要する期間に関する透明性の確保についての標準的要求事項を提案する。

また、原子力発電所の建設の例にみられる如く、完遂までの期間が何年間にも及ぶ“巨大プロジェクト”のための許可証を提案する。報告や監査等、特定の条件を付したうえで、プロジェクトの期間中有効、且つ一つの許可証でプロジェクトに関係した全ての輸出取引をカバーするという便宜をもたらすも

のである。

(2)新たなUGEAの導入：本改訂案は、登録、通知、報告、監査等の条件を付し、十分な安全性を確保したうえで、新たなUGEAの導入を提案する。

(a)暗号 (Encryption)：通商上の重要性、及び暗号製品が広く一般に行き渡っていることを考慮すれば、またEU外の国が許可例外を運用する中で競争の公平性を確保するために、本UGEAの導入は特に有用である。

(b)少額輸出 (Low Value Shipments)：本UGEAは、適用可能な品目と仕向国を限定し、且つ一定の条件を付したうえで、一定額以下の輸出に対して適用される。

(c)企業間技術移転 (Intra-company technology transfer)：本UGEAは、デュアルユース技術及びソフトウェアの、親会社と機微でない国に所在する関連会社との間の移転に適用される。当該技術やソフトウェアが親会社の所有又は管理下に置かれることが条件であり、特に研究開発目的に使用されることが薦められる。

(d)その他のデュアルユース品目 (Other dual-use items)：特定の加盟国による経験に鑑み、本改訂案は、品目や仕向国が適切であることを条件に“その他のデュアルユース品目”（例：周波数変換器）をカバーするUGEAを新たに設ける権限をEUに付すものである。

(3)権限の委譲 (Delegation of competence)：本改訂案は、欧州委員会がUGEA対象の仕向国や品目を自ら変更できるようその権限を拡大する。その趣旨は、技術や経済が日々進化する状況下、EUの輸出管理制度がそれらの変化に柔軟に対応できるようにすることにある。

4-3. キャッチオール規制の統一化 (Convergence of catch-all controls)

本改訂案は、その運用がEU全体で統一化されるよう、キャッチオール規制の定義と範囲を明確化し、ハーモナイズする措置を講じた。その一つとしてキャッチオール規制に関する加盟国の決定がEU全体に適用され、且つ効力を及ぼすようにすべく、加盟各国規制当局間のコンサルテーションプロセスを義務づけたことがある。それにより欧州委員会と加盟各国間の情報交換が定常化し、且つキャッチオール規制に関わる許可要件、キャッチオール規制上懸念されるエンドユーザーと品目に関わるデータベースが構築される。

4-4. 域内移転規制の見直し (Re-evaluation of intra-EU transfers)

本改訂案は、今日の技術及び通商上の進歩を考慮し、域内移転規制対象機微品目の内容を見直しのうえリスト (Annex IVB) を改訂する。同時に、改訂リストに掲載された機微品目を対象とする general transfer authorization を Annex IVA に設けた。結果、安全保障上の措置（登録、通知、報告、監査、出荷後検査等）を確保したうえで、域内貿易に関わる行政上の負担や支障が軽減される。

4-5. サイバー監視技術に対する輸出規制の導入 (An initiative to control exports of cyber-surveillance technologies)

本提案は、国家安全保障及び公共道徳上の要求に対応するものである。サイバー監視技術が拡散し、それらが誤って使用された場合、国際安全保障のみならずEU、加盟国、企業、及び市民の安全保障上に関わるリスク、更にはネットワークを通じて人々がグローバルにつながった世界において人権擁護やデジタル環境下の自由 (digital freedom) の保護に関わるリスクを生むことになる。

本改訂案においては、サイバー監視関連の特定品目を効果的に規制するための条文を設けた。また関連して規制対象となる品目（監視センターやデータ

保持システム等)をEU独自に選定のうえリスト化(Annex IB)し、各品目には詳細な技術的パラメータを付した。本制度は、サイバー監視技術に特化した新たなキャッチオール規制(targeted catch-all control)の導入により補完される。本規制はサイバー監視関連の非規制品目が誤って使用されることを防ぐための措置であり、最終仕向国が軍事紛争当事国であったりや国民に対する抑圧を行う強権国家である場合に、当該品目が人権侵害や人権に関わる国際法に違反して使用されるケースに適用される。

サイバー監視技術の規制は“デュアルユース品目”の定義を改訂することによってもたらされた。この定義改訂は、より広範なアプローチ、つまりEU、その市民や企業を対象とする安全保障を考慮したアプローチ、への変革を反映するものである。“デュアルユース品目”の新たな定義は“サイバー監視技術”の定義と対をなすものであり、本件に関わる規制は人権侵害及びテロに関わる明らかなリスクが存在する場合の輸出を防止するためのものに限定される。

4-6. 規制の運用と法執行に関わる協力関係の強化 (Enhanced cooperation on implementation and enforcement)

本改訂案は、規制の効果的かつ統一的運用を図るため、規制当局と欧州委員会との情報交換制度を強化する措置を講じる。具体的には、既存のDual-Use Electronic System (DUeS)を通じた電子的許可申請システムの設置及び“技術専門家グループ”(technical expert groups)の設置を実現するための法的ベースを設けるものである。前者は全ての規制当局が許可発行手順を効率よくこなすことができるようにするものであり、後者はキーとなる産業界の関係者と政府の専門家が合い寄り規制の技術的パラメータに関して対話をするためのものである。

加盟国の権限に関し、本提案は情報交換及び法執行に関する協力を促す条文を設けている。特に、Dual-Use Coordination Groupの下、法執行に関わる協力関係を実現するためのメカニズムの設置を規定した。

4-7. 透明性の確保とアウトリーチ — 民間企業との パートナーシップ (Transparency and outreach - private sector partnership)

本改訂案は、透明性確保のための措置を講じると共に、民間企業とのパートナーシップを構築できるよう、アウトリーチ及び輸出者との情報交換を拡大する。本措置は日々変化する安全保障上のリスクに第一線で対応するものであると共に、規則の順守と競争力とは互いに高め合うというステークホルダーの考えに基づくものである。本提案はまた、輸出者が当局とのパートナーシップを構築するうえでの鍵となるツールを設けるための法的ベースを提供する。加えて、すべての加盟国が許可発行のための電子システムを導入できるようサポートする。当該システムは許可発行がよりタイムリーかつ効果的に行えるようにするものであり、輸出者と当局との良好な関係が維持できるようになる。

また本改訂案は、規則の解釈と運用をEU全体で共通化してほしいとの産業界の要望に応え、輸出管理の重要事項に関する「ガイダンス」の発行を提案する。また年次報告書の発行によって透明性を確保することも、市民社会における組織が輸出管理の設定や運用に十分貢献するうえで役に立つ。

4-8. 輸出管理に関する第三国との対話 (Export control dialogue with third countries)

世界的レベルで規制の統一化と競争の公平化を図るため、本改訂案はEU及びキーとなるパートナー諸国との定期的な対話を設けるための、またエンドユーザー証明の如く相互に有益な項目に関して交渉を行うためのベースを提供する。加えて、EUは現在、第三国がしっかりした輸出管理制度を構築することを支援するための“EU P2P Export Control Program”を運用している。本プログラムは、適宜実施されるEU輸出管理法制度の変更に対応して第三国の制度をアップデートするための良い機会を提供する。

IV. 規則改訂案の具体的内容

規則改訂案の主要部分を抜粋し、それらの日本語訳を以下に記す。

第2章. 規制の範囲

[第3条] (リスト規制)

1. Annex Iに掲載されたデュアルユース品目の輸出にあたっては許可が必要。
2. Annex Iに掲載されない特定のデュアルユース品目を、全ての又は特定の仕向国へ輸出する場合であっても、第4条又は第8条の規定に従い許可が要求されることがある。

注1：デュアルユース品目の定義

- (1)ソフトウェア及び技術を含む品目であって、民生用途及び軍事用途双方の目的に使用可能なもの。
 - (a)核兵器、生物・化学兵器及びそれらの運搬手段の設計、開発、生産、及び使用のために使用可能な品目であって、非爆発装置関連及び核兵器その他の核爆発装置の製造双方に使用可能な全ての貨物を含む。
 - (b)サイバー監視技術であって、人権や人権に関わる国際法の重大な侵害を引き起こす、又は国際安全保障やEU及び加盟各国の安全保障上の利益に脅威を与えるために使用可能なもの。

注2：輸出の定義

- (1)EU関税法第269条に規定の輸出手続き
- (2)同第270条(1)に規定の再輸出
- (3)同第259条に規定の出荷手続き (outward processing procedure)
- (4)ソフトウェアや技術の、ファックス、電話、電子メール等、電子的手段による域内から域外に所在する法人や自然人、及びパートナーシップへの送信。

注3：輸出者の定義

輸出者は、自然人、法人、又はパートナーシップであって、下記の者を意味する。

- (1)それらの者を代表して輸出申告、又は再輸出申告がなされる場合の当事者。即ち、申告が受理された時点で第三国の荷受人との契約書を所持し、当該品

目のEU関税領域からの出荷を決定する権限を有する者。但し、契約が結ばれていない場合、EU関税領域から当該品目の出荷を決定する権限を有する者。

- (2)ソフトウェア又は技術を、ファックス、電話、電子メール等の電子的手段によりEU域外に所在する法人、自然人、及びパートナーシップへ送信する、又はそれらの者が利用可能とすることを決定する者。

輸出の根拠となる契約に基づいて、当該するデュアルユース品目を処分する権限の恩恵がEU域外に居住又は設立された者に属する場合、輸出者は域内に居住または設立された契約当事者とみなされる。

- (3)輸出者はまた、2015年7月28日付けRegulation (EU) 2015/2446、第1条19(b)項に規定の意味において、輸出される製品を個人用のバッグに入れて持ち運ぶ自然人をも意味する。

注4：Annex IB掲載品目（サイバー監視技術関連品目）

サイバー監視技術とは、データの監視、引き出し、収集、分析、及び/又は、システムの不能化若しくは毀損を目的として、情報及び通信システムへ密かに侵入することを可能にするよう特別に設計された品目を意味し、以下の品目が含まれる。

- (1)モバイル通信傍受機器 (mobile telecommunication interception equipment)
- (2)侵入ソフトウェア (intrusion software)
- (3)監視センター (monitoring centers)
- (4)合法的な傍受システム及びデータ保持システム (lawful interception systems and data retention systems)
- (5)電子情報分析 (digital forensic)

[第4条] (キャッチオール規制)

1. Annex Iに掲載されないデュアルユース品目の輸出であっても、当該品目が下記の用途に使用される、あるいは使用される可能性があるとして規制当局から通知を受けた場合には許可が必要。

- (a)生物・化学兵器、核兵器又はその他の核爆発装置の開発、生産、ハンドリング、操作、メンテナンス、貯蔵、検知、識別、又は拡散、又はそれら兵器の運搬手段としてのミサイルの開発、生産、メンテナンス、又は貯蔵。
- (b)購入国又は仕向国が武器禁輸対象国である場合に、それらの国における軍사용途。
- (c)加盟国から無許可で又は許可条件に違反して輸出された軍用品目のパーツやコンポーネントとしての用途。
- (d)最終仕向国が軍事紛争当事国である、あるいは国民に対する抑圧を行う国である場合に、国際機関あるいは欧州や各国の規制当局が規定した、人権侵害や人権に関わる国際法に違反する行為を行う人物によって当該品目が使用される、また最終需要者がそのような行為を行うという確証がある場合。
- (e)テロ行為のために使用される。

2. Annex IIに掲載されないデュアルユース品目であって、輸出しようとする品目が上記のいずれかの用途に使用されることを輸出者がデューディリジェンスを通じて知った場合には当局へ通知することが必要。その場合、当局は許可の要否を決定する。

3. リストに掲載されない品目の輸出に対する許可証は、特定の品目の特定の需要者に対して発行されること。許可証は、輸出者が居住または設立された加盟国の規制当局によって発行されること。但し、輸出者がEU域外に居住又は設立されている者である場合には、当該品目が所在する加盟国の規制当局が発行する。許可証はEU全域で有効とする。許可証の有効期間は1年間とし、当局によって延長可能とする。

4. 上記1、2及び3項の規定に基づきAnnex IIに掲載されないデュアルユース品目の輸出に対して許可申請の要求を発動しようとする場合、当該加盟国は他の全ての加盟国及び欧州委員会へ速やかにその旨通知し、品目及び最終需要者を含み、関連情報を提供しなければならない。通知を受けた加盟国は、当該取引に関してよく考慮のうえ、それに対して反対する場合、10日以内にその旨当該加盟国へ返答し

なければならない。例外措置として、相談を受けた加盟国は期限の延長を要求することができる。但し、30日を超えての延長は不可とする。

どこからも反対がない場合、当該加盟国はそのまま許可手続きを進めると共に、他の加盟国は同様な取引があった場合に許可申請の要求を発動しなければならない。加盟国は許可申請の要求について当該国の税関やその他行政機関へ通知しなければならない。

反対があった場合、当該加盟国は許可申請の手続きを取り下げることが求められる。但し、国家安全保障上の利益に反すると考える場合、当該加盟国はそのまま許可手続きを進めることができる。その場合、欧州委員会及びその他の加盟国へ速やかにその旨通知することが要求される。

欧州委員会及び加盟各国は許可申請の要求実績を記録し維持する。

5. 本規則第15条1、2、及び5～7の規定はAnnex IIに掲載されないデュアルユース品目についても適用される。

[第5条] (仲介規制)

1. デュアルユース品目の仲介サービスにおいて、当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用される、又は使用される可能性がある旨仲介者が規制当局から通知を受けた場合には許可が必要。

2. デュアルユース品目の仲介サービスにおいて、当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用されることを仲介者が知った場合には当局へその旨通知することが必要。その場合、当局は許可の要否を決定する。

注5：仲介サービスの定義

(1)デュアルユース品目の第三国から他の第三国への調達、販売、又は供給のための交渉又は手配。

(2)第三国にあるデュアルユース品目を他の第三国へ移転するための売買。

本規則の目的として、単なる補助的サービスの提

供は本定義から除外される。補助的なサービスとは、輸送、金融サービス、保険又は再保険、一般的な広告又は販売促進を意味する。

注6：仲介者の定義

仲介者（broker）とは、加盟国内に居住する又は設立された自然人、法人、又はパートナーシップ、又はそれらの者に所有又は支配された法人またはその関係者、若しくは域内から第三国の領土に向けて仲介サービスを行う他の者を意味する。

[第6条]（通過規制）

1. 域外のデュアルユース品目が域内を通過する場合、当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用される場合、当該品目が所在する加盟国当局はその通過をいつでも禁止することができる。

2. デュアルユース品目の通過であって、当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用される場合、当局は通過の禁止を決定する前に許可申請の要求を発動することができる。

その場合、許可申請の対象者は下記のいずれかとすることができる。

- (a) EU関税法第5条(15)に規定の申告者
- (b) EU関税法第5条(40)に規定のキャリアー
- (c) Regulation (EU) 2015/2446第1条19(b)に規定の、個人用のバッグに入れて当該品目を輸出しようとする自然人

注7：通過の定義

通過とは、EU関税領域に入ってEU域外に向けて通過する域外デュアルユース品目の輸送を意味し、下記品目を含む。

- (1) 域外への輸送が手配され、且つ単にEU関税領域を通過するだけの品目。
- (2) 保税地域内で積み替えられる、あるいは保税地域から直接再輸出される品目。
- (3) 仮貯蔵施設に一時的に保管され、そこから直接再輸出される品目。
- (4) 船舶や航空機によってEU関税領域内に持ち込まれ、積み下ろされることなく同一の船舶や航空機に

よってそのままEU関税領域外に持ち出される品目。

[第7条]（技術支援規制）

1. デュアルユース品目に関して、又はデュアルユース品目の提供、製造、メンテナンス及び使用に関して技術支援を行う場合、当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用される、又は使用される可能性がある旨技術支援の提供者が規制当局から通知を受けた場合には許可が必要。

2. デュアルユース品目関わる技術支援を行う場合、当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用されることを技術支援提供者が知った場合には当局へその旨通知することが必要。その場合、当局は許可の可否を決定する。

注8：技術支援の定義

技術支援とは、修理、開発、製造、組み立て、試験、メンテナンスに関する技術的支援、又はその他の技術サービスを意味し、指示、アドバイス、トレーニング、知識やスキルの伝達又はコンサルティングサービスを通じて実施される。口頭によるものを含む。

[第8条]

1. 加盟国は、Annex IIに掲載されないデュアルユース品目の輸出に関し、公共の安全及び人権擁護の観点からそれを禁止する、又は許可申請の要求を発動することができる。

2. 上記1項の規定を制定した加盟国は、直ちに他の加盟国及び欧州委員会へその旨通知すると同時に、制定の理由を告げなければならない。

3. 1項の規定を制定した加盟国は、その内容を変更した場合、直ちに他の加盟国及び欧州委員会へその旨通知することが求められる。

4. 欧州委員会は、上記2及び3項に従い通知を受けた内容をEUのC series Official Journal上で公表する。

[第9条]（域内移転規制）

1. Annex IVBに掲載されたデュアルユース品目の域内移転にあたっては許可が必要。

2. ある加盟国から上記以外のデュアルユース品目が他の加盟国へ移転する場合、以下のケースにおいては当該加盟国が許可申請の要求を発動することができる。

(a)当該品目の最終仕向け地が域外国であることを輸出者又は加盟国が知っている場合。

(b)当該品目の最終仕向け地が移転国において規則第3、4、又は8条に基づき許可の対象とされており、当該品目を最終仕向け地へ直接輸出する場合に包括許可やグローバル許可が使用できない場合。

(c)移転先の加盟国において、当該品目に対しEU関税法第60条2に規定の加工等が一切行われない場合。

3. 上記の規制を法制化する場合、当該加盟国は欧州委員会及びその他の加盟国に対して遅滞なくその旨通知しなければならない。欧州委員会はそれをEUのC series Official Journal上で公表する。

4. 上記1及び2項に規定の措置は、域内に独自の国境を設けるような規制（internal frontier control）ではなく、EU全域にわたって平等に適用される通常の規制手順の一部として実施されることが必要。

5. 上記1及び2項に規定の措置を実施するにあたり、ある国から他の国への移転に対する規制が、同一品目の第三国への輸出に対する規制より厳しいものであってはならない。

6. 加盟国は、Annex IVBに含まれない品目であってAnnex IA, Category 5, Part 2に掲載された品目の域内移転に関し、当該品目に関する追加の情報を規制当局へ提出するよう、国内法令に規定することができる。

7. Annex IIに掲載されたデュアルユース品目の域内移転に関わる輸出関連書類には“域外へ輸出する

場合には許可が必要である”旨明記すること。関連書類には、販売契約書、注文確認書、インボイス、出荷指示書等が含まれる。

第3章 許可制度

[第10条]

1. 本規則の下では下記種類の許可証が制定される。全ての許可証はEU全域で有効である。

(a)個別許可

(b)グローバル許可、大規模プロジェクト用グローバル許可を含む

(c)加盟国が独自に規定する包括許可

(d)Annex IIA～IJJに規定のUGEA

2. 加盟国当局は、その国の居住者又はその国で設立された企業等が輸出者である場合に、それら輸出者に対して個別許可やグローバル許可、加盟国独自の包括許可を発行する責任、加えて本規則の適用に関するその他全ての決定に関する責任を有する。

輸出者が域外に居住する又は設立された者である場合、輸出しようとする品目が所在する加盟国当局は個別許可やグローバル許可、加盟国独自の包括許可を発行する責任、加えて本規則の適用に関するその他全ての決定に関する責任を有する。

全ての個別許可及びグローバル許可は、可能な限り電子的手段で発行しなければならない。その場合、Annex IIIAに規定の様式モデルに含まれるすべての要素を含むこと。

3. 個別許可及びグローバル許可の有効期限は1年間とする。但し加盟国当局によって更新が可能。大規模プロジェクト用グローバル許可の有効期限は規制当局によって決定される。

4. 個別許可やグローバル許可を申請する輸出者は、最終需要者、仕向国、最終用途等、全ての関連情報を当局へ提出しなければならない。

場合によっては、許可証の発行にあたって最終用

途証明の提出を要求することができる。

グローバル許可を申請する者は有効なICPを制定していることが求められる。またグローバル許可の保持者は当該許可証の使用にあたって年一回当局に対して下記に関する報告を行うことが求められる。

- (a)輸出されたデュアルユース品目の詳細、Annex IAに基づく分類番号を含むこと
- (b)それらの数量及び金額
- (c)荷受人の名前及び住所
- (d)それらの最終用途及び最終需要者（知りうる限り）

5. 個別許可やグローバル許可の申請を受けた加盟国当局は、国の法律または慣行によって定められた期間内に手続きを完了しなければならない。各国の規制当局は平均処理期間を欧州委員会に報告しなければならない。

6. 加盟国が独自に規定する包括許可は：

- (a)Annex IIC掲載品目を対象から外すこと。
- (b)その国の法律又は慣行によって規定されること。本規則又は当該加盟国が設定する条件を満たす限りそれらは当該国に居住する又は設立された者全てによって使用可能であること。またそれらはAnnex IIICの規定に従い発行されること。加盟国は独自の包括許可を制定又は変更した場合、速やかに欧州委員会に通知すること。欧州委員会はそれをEUのC series Official Journal上で公表する。
- (c)輸出しようとする品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用される、又は使用される可能性がある旨輸出者が規制当局から通知を受けた場合、又は輸出者がそのことを知った場合、使用してはならない。

7. 輸出者が許可証の付帯条件や輸出管理法令を順守する能力に欠けるとの正当な疑いがある場合、輸出者が設立された加盟国の規制当局はこれらの許可証の使用を禁止することができる。

加盟国当局は、UGEAの使用権をはく奪された輸出者に関し、当該輸出者が他の加盟国を通じてデュアルユース品目の輸出を行わないと確信しない限り、他の加盟国当局と情報交換することが求められる。

[第11条]

1. 本規則に規定の仲介サービス及び技術支援に対する許可証は、仲介者や技術支援提供者が居住又は設立された国の規制当局が発行する。

仲介者や技術支援提供者がEU域内に居住又は設立された者でない場合、仲介サービス及び技術支援に対する許可証は、それら仲介者や技術支援提供者の親会社が設立された国の規制当局、又はそれら仲介サービスや技術支援が供給される国の規制当局が発行しなければならない。

2. 仲介サービス及び技術支援に対する許可証は、特定品目の一定数量に対して発行されなければならない。出荷元たる第三国における当該品目の所在地、最終需要者、及びその所在地を明示すること。許可証はEU全域に有効とする。

3. 仲介者及び技術支援提供者は、許可申請に必要な全ての情報を提出しなければならない。特に、デュアルユース品目の所在地の詳細、品目及びその数量、当該取引に関わる第三者、仕向け先たる第三国、及びその国の最終需要者及びその所在地に関する明確な説明が求められる。

4. 仲介サービス及び技術支援に対する許可申請があった場合、加盟国当局は本規則第10条5に規定された処理期間内に許可証を発行することが要求される。

5. 仲介サービス及び技術支援に対する全ての許可証は、可能な限り、電子的手段で発行されなければならない。その場合、Annex IIIBに規定の様式モデルに含まれるすべての要素を含むこと。

[第12条]

本規則はAnnex IVBに掲載されるデュアルユース

ス品目の加盟国間移転を対象とするUGEAを制定し、Annex IVAに掲載する。

[第13条]

個別許可の申請であって、その仕向国がAnnex IIAに掲載された国以外である場合、又は仕向国に関わらずAnnex IVB掲載品目に対する許可申請であって、当該デュアルユース品目が許可申請された国以外の加盟国にも所在する場合には、それらの事実が許可申請書に記載されなければならない。その場合、許可申請を受けた加盟国当局はそれらの事実を関係する他の加盟国当局へ提供し、相談しなければならない。相談を受けた加盟国は、10日以内に許可発行に反対する、しないの決定を下すことが要求される。

10日以内に反対の通知を受領しなかった場合、反対はないものとみなされる。

特例として、相談を受けた加盟国は決定に要する期間を30日まで延長するよう要求することができる。但し、それを越えての延長は不可とする。

2. 当該する輸出が国家安全保障上の利益からして問題であると判断する場合、関係加盟国は許可申請を受けた他の加盟国に対して許可証を発行しないよう要求することができる。また既に許可証が発行済みである場合、その許可証の無効化、停止、変更、又は取り消しを要求することができる。そのような要求を受けた加盟国は、直ちに当該加盟国間で相談することが求められる。相談は10日以内に終了すること。要求を受けた加盟国が、相談後に許可証の発行を決断する場合、他の加盟国及び欧州委員会に所定の電子システムを通じてその旨通知することが要求される。

[第14条]

1. 個別許可やグローバル許可、又は仲介サービスや技術支援に対する許可の発行可否を決定する場合、又は通過を禁止すべきかどうか決定する場合、当該加盟国当局は以下に記す判断基準を考慮すること。

(a)EU及び加盟国の国際的責務及びコミットメント。特に、自らが加盟する国際不拡散及び輸出管理レジームの場です承した責務とコミットメント、国際条約の批准に基づく責務とコミットメント、及び欧州委員会の決定 (decision) 又は共通の立場 (common position)、OSCEの決定、又は国連安全保障理事会の決定による制裁に関わる責務。

(b)最終仕向国における人権の尊重、及び当該国による人権に関わる国際法の尊重。

(c)最終仕向国における国内状況：当該国における軍事紛争や緊張をあおったり、長引かせたり、悪化させることに繋がる輸出を行ってはならない。

(d)地域の平和、安全、安定の維持。

(e)加盟国、及び友好国、同盟国の外交・安全保障政策。

(f)意図された最終用途、及び意図された用途以外に転用されるリスクに対する配慮。デュアルユース品目は好ましくない条件下で不正転用されたり再輸出されたりすることに注意を要する。

2. 欧州委員会及びEU理事会は、加盟各国の規制当局が上記判断基準を運用するための共通したリスク評価基準を示すガイダンス及び/又は勧告を作成しなければならない。

[第15条]

1. 加盟各国の規制当局は、許可証の発行を拒否することができると共に、既に発行済みの許可証に対し無効化、停止、変更、又は取り消しを行うことができる。許可証の拒否、無効化、停止、許可内容の大幅な制限、又は取り下げを行う場合、又は申請された輸出が許可できないと決定した場合、当該当局はそれらの内容を他の加盟国当局及び欧州委員会に通知し、情報の共有化を図ることが要求される。許可証の効力を停止した場合、当該当局は停止期間が終了した時点で最終決定の内容を他の加盟国当局及び欧州委員会に通知すること。

2. 加盟各国の規制当局は、第1項の規定に従い通知された許可否認案件に関し、通知から3年以内に

その内容を見直しのうえ、それらの取り消し、変更、又は更新を行うこと。当該当局は見直し後速やかにその結果を他の加盟国当局及び欧州委員会に通知しなければならない。取り消されなかった許可否認案件はそのまま許可否認案件として有効である。

3. 加盟各国の規制当局は、第6条の規定に従いデュアルユース品目の通過を禁止する決定を下した場合、その旨他の加盟国当局及び欧州委員会に遅滞なく通知しなければならない。通知にあたっては、当該品目の分類、技術的パラメータ、仕向国、及び最終需要者等の関連情報を含めなければならない。

4. 上記第1及び2項は、仲介サービス及び技術支援についても適用される。

5. 加盟各国の規制当局は、輸出、仲介サービス、又は技術支援に対して許可証を発行する前に、また通過に対する決定を下す前に、同様な案件（同じ需要者や荷受人に対して実質的に同様な品目を出荷する案件）につき他の加盟国当局が輸出や通過を不許可としていないかどうかを確認するため、Annex Iに掲載のデュアルユース品目の輸出、仲介サービス、又は技術支援に対する許可否認、又は通過の禁止決定につき調査を行うことが要求される。不許可の例が認められた場合、当該当局はまず第1項や3項に従い不許可や禁止の決定を下した他国の規制当局とコンタクトのうえ相談すること。その後、許可証を発行する、又は通過を認める決定を下す場合には、関連情報と共に他の加盟国当局及び欧州委員会にその旨通知しなければならない。

6. 本条文に基づく通知は全て所定の電子システムを通じて実施されなければならない。

7. 本条文に基づき共有された情報は第20条4の規定に従い機密扱いされなければならない。

第6章. 行政上の協力、運用、及び執行

[第20条]

1. 加盟国は、下記項目を含み、本規則の運用にあたって採用した法律、規則、及び行政上の規定を遅

滞なく欧州委員会に通知しなければならない。

- (a) 下記事項を実施する権限を与えられた行政当局
- ・デュアルユース品目の輸出に対する許可証の発行
 - ・本規則に基づく、仲介サービス及び技術支援に対する許可証の発行
 - ・本規則に基づき域外デュアルユース品目が域内を通過することを禁ずること
- (b) 第22条に規定された執行措置

欧州委員会は加盟国から得られた上記情報を他の加盟国へ共有すると同時にEUのC series Official Journal上に公表する。

2. 加盟国は、EU輸出管理制度の効力を高めるという観点から、且つEU全域にわたって規制が効果的に運用され、執行されるよう、欧州委員会と協力のうえ、他の加盟国と直接協力し情報交換するための適切な措置を講ずること。加盟国間で交換する情報とは以下のものが含まれる。

- (a) 許可発行に関わるデータ（数、金額、許可の種類、仕向国、包括許可及びグローバル許可使用者の数、ICP制定者の数、許可発行までに要した期間、域内移転の数と金額等）を含み、規制の適用に関わる情報、及び可能であればデュアルユース品目の他の加盟国からの輸出に関するデータ。
- (b) 規制の執行に関わる情報。加盟国独自の包括許可やUGEAを使用する権利をなく奪われた輸出者の詳細、違反、貨物の没収、その他の罰則の適用に関する情報を含む。
- (c) 機微な最終需要者、疑わしい調達行動に関わる者、できればそのルートに関わるデータ。

3. 加盟国及び欧州委員会間の協力関係や情報交換を支援するための安全で暗号化されたシステムが、第21条の規定に従い設立されたDual-Use Coordination Groupとのコンサルテーションの下、欧州委員会により開発されなければならない。当該システムは、可能な場合、加盟国当局が運用する許可発行システムと接続されなければならない。関連

して、システム設置の予算、開発スケジュール、機能に関する情報を欧州議会提供へ提供しなければならない。

4. 個人データの扱いは、個人データの扱いに関わる個人保護及び当該データの移動に関する1995年10月24日付けDirective 95/6/EC、及びEU各機関による個人データの扱いに関わる個人保護及び当該データの移動に関する2000年12月18日付けRegulation (EC) No 45/2001に規定されたルールに従って実施されなければならない。個人データは、加盟国及び欧州委員会により、その目的に鑑み、規則の運用と執行目的の為のみに使用されなければならない。それらのデータは加盟各国が本規則に基づき設定した期間保持されなければならない。

[第21条]

1. 欧州委員会代表者が議長を務めるDual-Use Coordination Groupが設立されなければならない。各加盟国は同グループへ参加する代表者を指名すること。同グループにおいては議長又は各国メンバーから提起される本規則の適用に関わる質問につき審議しなければならない。

2. Dual-Use Coordination Groupの議長は、必要に応じ、輸出者、仲介者、その他本規則に係るステークホルダーと相談することが求められる。

3. 適切と認められた場合、Annex Iに規定の規制品目リストのアップデートを含み、規制の運用に関する特定の問題について協議するため、Dual-Use Coordination Groupは加盟各国の専門家により構成される技術専門家グループを設置しなければならない。技術専門家グループは、必要に応じ、輸出者、仲介者、その他本規則に係るステークホルダーと相談することが求められる。

[第22条]

1. 各加盟国は、本規則に盛り込まれた全ての規定を適切に執行するための措置を講じることが求められる。特に、本規則に対する違反及び規則を運用するために制定された国内法令等に対する違反を犯した者に対して適用される罰則規定を設けること。そ

れらの罰則は効果的であり、違反の内容や程度に応じたものであり、且つ抑止力を有するものでなければならない。

2. Dual-Use Coordination Groupは、執行に関して規制当局や法執行機関同士で直接協力し、情報交換ができるよう、Enforcement Coordination Mechanismを設定することが要求される。

[第23条]

本規則第3、4、5、6、7条の規定を回避することを目的とする行為に意図的に、あるいは知ったうえで関わることは禁じられる。

第7章. 透明性、アウトリーチ、モニタリング、評価

[第24条]

1. 適切と認められた場合、欧州委員会とEU理事会は、EU輸出管理制度の効果を確実なものにし、且つその運用に一貫性を持たせるため、本規則の各項目に対応したベストプラクティスに関するガイダンスもしくは勧告を発行しなければならない。また加盟各国の規制当局は、適切と認められた場合、当該国の輸出者、仲介者、及び通過のオペレーターのために補足のガイダンスを発行しなければならない。

2. 欧州委員会は、域内における輸出管理の運用と執行、及びDual-Use Coordination Groupの活動、審査、及びコンサルテーションに関する年次報告書を欧州議会及びEU理事会へ提出しなければならない。加盟各国は年次報告書の作成に必要な全ての情報を欧州委員会へ提供することが求められる。尚、本年次報告書は公開されるものとする。

3. 本規則の施行後5年から7年の間に欧州委員会は本規則の評価を実施のうえ、結果を欧州議会、EU理事会、及び欧州経済社会委員会へ報告しなければならない。評価の実施にあたっては加盟各国が関与し、報告書の作成に必要な情報を欧州委員会へ提供することが求められる。

V. 規則改訂案の最終版とドラフト版の 主な相違点

実のところ、上に記した最終規則改定案の公表に先立ち、そのドラフト版がEurActivと称するメディア企業によってこの7月にネット上で公開された。欧州委員会の正式文書がどのようにして一私企業に渡ったかは不明であるが、著者としても早速ダウン

ロードのうえじっくり読んでみた。したがって、ドラフト版と最終版との比較ができたため、参考までに両者の主な相違点をここに記しておきたい。ドラフト版の公開が巻き起こしたことは、サイバー監視技術関連品目が規制対象品目として新たに追加されたことに対する業界の強い反発である。下に記した相違点を眺めてみると、最終版のとりまとめにあたって欧州委員会が業界の声をかなり配慮したことが窺える。

No	項目	ドラフト版	最終版
1	規制対象とされたサイバー監視技術関連品目の削減	(1)モバイル通信傍受機器 (2)侵入ソフトウェア (3)監視センター (4)合法的な傍受システム及びデータ保持システム (5)生体認証 (6)電子情報分析 (7)位置追跡装置 (8)プローブ (9)ディープ・パッケージ・インスペクション (DPI) システム	(1)モバイル通信傍受機器 (2)侵入ソフトウェア (3)監視センター (4)合法的な傍受システム及びデータ保持システム (5)電子情報分析
2	人権問題に絡めた新たなキャッチオール規制の運用に対するガイドラインの提供（規則本文でなく、規則改定案の前段部分に記載。）	記載なし	欧州委員会は今後、加盟各国及びステークホルダーと緊密に相談のうえ、新たなキャッチオール規制の実運用に関するガイドラインを作成する。時期的には、当該ガイドラインを新規則施行時期に合わせて発行できるように欧州委員会として努力する。
3	人権侵害や人権に関わる国際法に違反する者の特定（第4条1(d)）	(d)最終仕向国が軍事紛争当事国である、あるいは国民に対する抑圧を行う国である場合に、人権侵害や人権に関わる国際法に違反する行為を行う人物によって当該品目が使用される、また最終需要者がそのような行為を行うという確証がある場合。	(d)最終仕向国が軍事紛争当事国である、あるいは国民に対する抑圧を行う国である場合に、 国際機関あるいは欧州や各国の規制当局が規定した 、人権侵害や人権に関わる国際法に違反する行為を行う人物によって当該品目が使用される、また最終需要者がそのような行為を行うという確証がある場合。

VI. 最後に

以上、デュアルユース品目に対するEU輸出管理制度改革について述べると共に、それを実現するための輸出管理規則改訂案の内容を概観した。本稿が掲載されたCISTECジャーナルが読者に届く11月下旬には規則改訂案に対する欧州議会及びEU理事会による審議が佳境に達しているものと思われる。筆者が読んだ限りにおいてはこれまでに公表されていた制度改革の肝となる項目がほぼ網羅されており、審議の結果、内容が大きく変わることはないものと推察する。但し、上述通り最終段階である程度緩和されたとはいえ、サイバー監視技術関連品目に対する新たな規制のEU単独導入には欧州産業界の根強い反発があり、この点の成り行きが注目される。またEU加盟28か国間に存在する経済規模の格差が輸出管理運用面でのバラツキを生んでいることも事実であり、今回の規則改訂によってこの問題がどう克服されるかについても注目したい。幸いにも本ジャーナルが発行されるとほぼ同時期にCISTEC国際交流分科会メンバーが訪欧を終えて帰国する予定であり、これらの問題を含め、制度改革に関する最新の状況が報告されるであろう。

改訂規則の正式採択は早くも2017年、場合によっては2018年にずれ込むとも言われており、息の長いプロジェクトである。第II章に記した如く今回の制度改革は規則の内容を全面的に見直しのうえ書き改めることによりEU権限を拡大する（EU規則をよりEU-wideなものにする）という形で実現される。EU権限の拡大はその分加盟国権限の縮小を意味し、EU輸出管理規則改訂案採択の後にはそれに基づく加盟各国国内関係法令の改訂や輸出者のためのガイダンスの発行等が続くことになる。

今回のEU規則改訂はかなり大幅で現行制度に大きなインパクトを与えるものであり、新たな輸出管理制度が加盟各国規制当局や産業界を含めEU全体に定着し、効果を現わすまでには一定の年数を要することとなる。英国がEU離脱を選択した今、欧州統合は波乱の様相をきたしている。そんな中でも、EUの輸出管理制度は域内全体でよりハーモナイズされた、統一性のあるものに大きく改善される

方向にあり、我々としても注意深くそれを見守ることとしたい。

最後に、輸出管理制度改革はEUのみならず米国でも推進されつつあることは良く知られたところ。両者の共通点の一つにその期間がある。EUは2011年から2018年まで7年間、米国は2009年から2016年まで同じく7年間を要している。後者は当初のEARとITARの統合、即ち規制当局たるBISとDDTCを統合するという最終目標の最重要課題は実現できぬままオバマ政権末期を迎えることになる。しかしながら、ここで言えることは、両者とも当初の目標達成に向けて一つの組織が7年間地道に粘り強く取り組んでいるという事実である。また特に米国の場合ドイツや英国も同様であるが一組織のヘッドが変わってもその下には10年を超えて勤務する輸出管理の専門家が複数存在し改革の実務を推進している。長い歴史の上に成り立つ制度の抜本的改革にはそれだけ長期間を要するということであり、本件は、その任務を担う規制当局もそれなりの部隊を擁し、長期的視野に立って改革プロジェクトを推進することが必要であるという事実を示すものでもある。